

○下田市勤労者教育資金貸付金利子補給金交付要綱

平成14年4月1日告示第20号

改正

平成16年9月21日告示第48号

平成30年12月28日告示第134号

令和8年3月6日告示第17号

下田市勤労者教育資金貸付金利子補給金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、下市内に在住する勤労者（以下「勤労者」という。）又はその被扶養者が、就学のための教育費として静岡県労働金庫（以下「労働金庫」という。）から借り受けた教育資金（以下「貸付金」という。）に対し、予算の範囲内において利子の一部を補給するものとし、その交付に関しては、下田市補助金等交付規則（平成30年下田市規則第48号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 勤労者 職業の種類を問わず事業主に雇用されている者をいう。
- (2) 貸付金 勤労者又はその被扶養者が、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第82条の2に規定する専修学校及び同法第83条第1項に規定する各種学校に就学するための受験費用、入学金、在学期間中の授業料、下宿代その他必要な資金に充てるために借り受けた資金をいう。
- (3) 市民 本市の住民基本台帳又は外国人登録原票に記録又は登録された者をいう。

(利子補給対象限度額)

第3条 前条に規定する貸付金のうち、利子補給の対象となる金額は1学生200万円を限度とする。

(利子補給)

第4条 利子補給は、別に市長と労働金庫との間に締結する利子補給契約により行うこととし、市長は、貸付金を借り受けた勤労者（以下「借受者」という。）が支払うべき利子の一部（利率1パーセントの額）を補給するものとする。ただし、返済遅延による利子は補給しない。

2 借受者が転出等により市民でなくなったときは、市民でなくなった日が属する月の翌月以降に支払うべき利子については補給しない。

3 利子補給の期間は、5年以内とする。

(借受対象者)

第5条 利子補給の対象となる借受者は、次に掲げる要件の全てを備えていなければならない。

- (1) 市民となり、引き続き1年以上居住している者
- (2) 年間収入金額が1,000万円以下の者
- (3) 市税等の完納者であること。

(利子補給金申請)

第6条 労働金庫は、利子補給を受けようとする場合は、下田市勤労者教育資金貸付金利子補給金交付申請書(様式第1号)、下田市勤労者教育資金貸付金申込者名簿(様式第2号)及び下田市勤労者教育資金貸付金集計及び利子補給金集計表(様式第3号)に関係資料を添え、利子補給をする月の15日までに市長に提出するものとする。

2 前項の申請は、原則として年2回に取りまとめて行うものとし、それぞれ次に掲げるところにより申請手続を行うものとする。

申請区分		利子補給をする月
前期	3月から8月までの分	9月
後期	9月から2月までの分	3月

(利子補給金の交付決定)

第7条 市長は、前条の申請が適正であると認めるときは、利子補給金の交付を決定し、下田市勤労者教育資金貸付金利子補給金交付決定通知書(様式第4号)により労働金庫へ通知するものとする。

(請求)

第8条 労働金庫は、利子補給金の交付を請求しようとするときは、下田市勤労者教育資金貸付金利子補給金請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(交付)

第9条 市長は、前条の請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、利子補給金を交付するものとする。

(利子補給金の返還等)

第10条 市長は、利子補給金の交付に当たり、申請の偽りその他不正な行為があることが明らかになったときは、利子補給金の交付決定を取消し、既に交付した利子補給金があるときは、その全部又は一部について返還を命ずるものとする。

2 前項の規定による取消し又は返還は、下田市勤労者教育資金貸付金利子補給金変更決定通知書(様式第6号)により、労働金庫に通知するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成16年9月21日告示第48号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成30年12月28日告示第134号)

(施行日)

1 この告示は、平成30年12月28日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、現にこの告示による改正前の規定により作成された用紙は、当分の間調整して使用することができる。
- 3 この告示の施行前に従前の様式により取り扱ったものは、改正後の相当する様式により取り扱ったものとみなす。

附 則（令和8年3月6日告示第17号）

この告示は、令和8年4月1日から施行する。